【令和２年３月22日執行】熊本県知事選挙の結果について

問　選挙管理委員会（総務課内）　☎２８２－１１１１

熊本県知事選挙は３月22日、投票および開票が行われました。選挙区には、現職を含む２人が立候補。選挙の結果、現職のかばしま郁夫氏が当選しました。

御船町の投票・開票結果は、次のとおりです。

第１＝御船中体育館　第２＝滝尾小体育館
第３＝水越分館　第４＝七滝分館
第５＝七滝中央小体育館　第６＝田代東部分館
第７＝浅の藪公民館　第８＝北田代分館
第９＝木倉小体育館　第10＝高木小体育館
第11＝小坂小体育館

■開票結果（御船町）

候補者名	政党名	得票数
かばしま　郁夫	無所属	5,333 票
幸山　政史	無所属	2,118 票

・投票総数　7,474票
（有効投票：7,451票、無効投票：23票）

■投票所別投票結果

投票所	当日有権者数	投票者数	投票率（前回比）
第１	4,629人	2,257人	48.76%（3.45%↓）
第２	1,046人	556人	53.15%（1.36%↓）
第３	247人	166人	67.21%（0.23%↓）
第４	523人	334人	63.86%（0.65%↓）
第５	561人	369人	65.78%（1.84%↓）
第６	320人	198人	61.88%（1.09%↓）
第７	103人	82人	79.61%（0.8%↑）
第８	221人	125人	56.56%（6.62%↓）
第９	2,156人	1,116人	51.76%（6.23%↓）
第10	1,827人	915人	50.08%（0.13%↓）
第11	2,458人	1,356人	55.17%（1.7%↓）
御船町	14,091人	7,474人	53.04%（2.93%↓）

「生活再建支援金（加算支援金）の申請期限が延長になりました

問　復興課　復興推進係　☎２８２－１７０１

住宅に多大な被害を受けた世帯に、住宅の被害程度と再建方法に応じて支援金の支給が受けられます。申請期限が延長になりましたが、手続きがお済でない場合は早めに申請ください。

■対象となる被災世帯
①住宅が「全壊」した世帯
②住宅が「大規模半壊」した世帯
③住宅が「半壊」し、その住宅をやむを得ず解体した世帯

■必要書類
・契約書などの写し　・振込先の通帳の写し
・印鑑
※契約内容により、その他書類が必要になることがあります。

■支給額

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
複数世帯	200万円	100万円	50万円
単数世帯	150万円	75万円	37.5万円

■申請期限　**令和３年５月13日㈭まで**

一部損壊世帯への義援金配分の受付期間について

問　復興課　復興推進係　☎２８２－１７０１

被災した住宅の修理費用額に応じて義援金が支給されます。申請がお済でない世帯は早めの申請をお願いします。

■対象世帯および支給額
被災住宅の対象箇所の修理費用に
①30万円以上支出した世帯に４万円
②50万円以上支出した世帯に６万円
③100万円以上支出した世帯に11万円

■修理の対象範囲
日常生活に欠くことができない部分の修理とする。内装や外構のみの工事、家電製品の修理代は除く。

■必要書類
・居宅のり災証明書または、被災家屋の写真
・領収証または修理費を支払ったことがわかる書類
・修理内容のわかる内訳書（どの部分にいくらかかったかがわかるもの、見積書、工事明細書等）
・振込先の通帳の写し

■申請期限　**令和３年５月13日㈭まで**

※対象工事の内容の詳細や、必要書類等についてはお問い合わせください。

【戦没者のご遺族の皆さまへ】第十一回特別弔慰金の受付を開始します

問　福祉課　社会福祉係　☎２８２－１３４２

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和２年４月１日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、第十一回特別弔慰金として、額面25万円、５年償還の記名国債（年５万円）が支給されます。

◉次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。
①令和２年（2020年）４月１日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
②戦没者等の子
③戦没者等の⑴父母 ⑵孫 ⑶祖父母 ⑷兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
④上記の①から③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き１年以上の生計関係を有していた（基本的に同一の戸籍に入っていた方）に限ります。

◎③・④については、戦没者等の死亡時に生まれていることが前提となります。

◉請求期限　令和５年３月31日

◉特別弔慰金請求受付日程と（　）内は対象地区
６月22日㈪（大字滝尾、大字水越）
６月23日㈫（大字小坂、大字豊秋、大字陣）
６月24日㈬（大字七滝、大字上野、大字田代）
６月25日㈭（大字御船、大字滝川、大字辺田見）
６月26日㈮（大字木倉、大字高木）

◉受付場所・時間
役場１階第一会議室・９時～16時

◉持参するもの
・請求者の印鑑
・代理人が請求する場合は代理人の本人確認ができるものも必要です。
・請求順位によりご提出いただく書類が異なります。詳細は受付にてご案内いたします。

※前回受給者と今回の請求者が同一かどうか等によって、受付にかかる時間が異なります。待ち時間も予想されますので、時間には余裕を持ってお越しください。
※上記の期間に来庁できない方は、それ以降も随時受け付けます。
※新型コロナウイルス感染症に伴って、受付日等に変更が生じる場合があります。

上益城５町で消費生活相談室　～ひとりで決めない悩まない～

問　商工観光課　商工観光係　☎２８２－１２２６

相談室のご利用について

５町にお住まいの人は遠慮なくどの町でも相談できます。

相談は無料で秘密やプライバシーは厳守します。ご相談にお越しの際は、契約時の書類やチラシ等の資料をご持参ください。

送りつけ商法
代引きでお願いします。誰も注文していないぞ！



無料商法
無料サービス／無料体験
無料招待／無料閲覧



震災関連
保険金が利用できます。「早くしないと雨漏りしますよ」



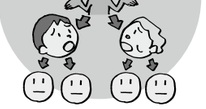
ワンクリック詐欺
登録ありがとうございます。料金は５万円です。プリペイドカードで。



劇場型商法
選ばれた人しか買えません。代わりに買ってください。



マルチ商法
在宅の簡単な仕事で高収入



専門相談員がいる曜日です

▼毎週月曜日～金曜日
（祝祭日および年末年始を除く）
▼９時～16時（12時～13時を除く）

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
益城町役場 ☎ 286-3210	**御船町役場** ☎ 282-1226	**嘉島町役場** ☎ 237-1112	**甲佐町役場**（甲佐町老人いこいの家） ☎ 234-3223（相談） 234-1114（福祉課）	**山都町役場**（１F 相談室） ☎ 0967-72-3133（相談） 0967-72-1229（福祉課）